津波発生時の避難確保計画

小友町字柳沢前114番地

陸前高田市立小友保育所

管理者: 陸前高田市

担 当 者: 施設長

電話番号: 0192-56-2800

2025年 1月 作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成したときは、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

☑ 施設内における掲示

☑ 施設ホームページに掲載

□ その他

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

소나 그 파스 송년	通所	建物の	4	7F.H:
利用形態	保育所	階数	ı	階

)

人数					
昼間•夜間		休業日			
利用者	施設職員	利用者	施設職員		
昼間	昼間				
50名	18名	休業日	休業日		
夜間	夜間	0名	0名		
0名	0名				

【施設が有する災害リスク】

决冲似字数式反比	基準水位	1m
津波災害警戒区域	最大浸水深	1m

【施設周辺の避難経路図】 津波発生時の避難先は、以下の場所とする。

避難経路図



施設所在地 小友町字柳沢前114番地		小友町字柳沢前114番地
, 15 ## 16 ºC	名称	小友地区コミュニティセンター
避難場所	住所	小友町字柳沢25番地1

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

▶ 遠地地震に関する情報の中で 津波到達予想時刻等の情報が 発表された場合 ※ 1

体制確立の判断時期

注意体制確立

	活動内容	対応要員
	状況把握、指	施設長
	揮	
	津波情報等の	施設長
	情報収集	
	避難の準備	フリー主任
		クラス担任
	装備品、備蓄	給食担当者
J	品の確認	

- 津波注意報の発表
- > 津波警報の発表
- > 避難指示の発表
- > 大津波警報の発表

非常体制確立

	状況把握、指 揮	施設長
	津波情報等の 情報収集	施設長
	避難開始・避 難の完了の確	クラス担任
	保護者等家族 への連絡	クラス担任
	周辺住民への 協力依頼	フリー主任
	避難先での資 機材の管理	フリー主任
L	ヘートフ	

表内の事項のほか、施設長の指揮命令に従うものとする。

※1津波到達時間は長い場合のみ

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
【津波情報】	防災行政無線(電話応答サービス 0120-273-256)
警報・注意報	市からの登録制メール(Dメール)
【避難情報】	<u>(登録用メールアドレス : d-touroku@rt.city.rikuzentakata.iwate.jp)</u>
避難指示	テレビ・ラジオ
	緊急速報メール
	インターネット
	➤気象庁気象庁HP
	▶ 陸前高田市ホームページ
	→陸前高田市各種SNS

- ※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前 兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②陸前高田市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1)避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

(2)避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりと する。

(3)避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	避難に要 する時間	避難開始基準
避難場所	小友地区コミュニティセンター (避難先が避難了解済み)	400m	徒歩	7分	津波注意報・警報、大津波警報
屋内安全確保	避難不可			分	0

(4) 北海道・三<u>陸沖後発地震注意情報が発表され</u>た場合の対応 避難方法 発災時にすぐに避難できる準備

8. 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。 これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとす

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所、保管場所
	エレベーター		
通常の設備	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
通 市 の 設 順	車椅子		
	その他 (おでかけ兼用ひなん車(ベビーカート))	3	2/事務所前・1/職員玄関前
	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
緊急時の設備	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他()		

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

	远光唯外女 另				
	備蓄品				
情報収集・伝 達	テレビ1台、ラジオ1台、携帯電話(私物)、 携帯電話用バッテリー(私物)				
避難誘導					
ZEZ XE DJ 47	引渡し名簿、水、電灯、紙コップ類、タオル 類、ティッシュ類、シート、ゴミ袋等、着替 え2セット、おんぶ紐)、赤旗、携帯電話				
屋内安全確保					
利用者	食料(煎餅等)、水(3回分)、トイレットペーパー(18 ロール)、子供用便座(2)、お尻ナップ(3)				
そのほか	救急セット(消毒液、清浄綿、はさみ、毛抜き、絆創膏、 サージカルテープ、滅菌ガーゼ)				

10. 防災教育及び避難訓練の実施 促来貝、他設利用有寺への防災教育及び訓練は、以下のとおり表施す

■防災に係る研修

毎年4月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年6月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波防災地域づくりに関する法律71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。